

## 広島県告示第七百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号の規定による特定工程及び同条第六項の規定による特定工程後の工程（特定行政庁が同条第一項第二号の指定と併せて指定するものに限る。）を次のとおり指定し、令和三年一月一日から施行する。

この告示の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第六条第一項の規定により確認の申請書（以下「申請書」という。）を提出し、又は法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類（以下「確認書類」という。）を提出する建築物（施行日以後に当該建築物の計画の変更に関してのみ申請書又は確認書類の提出をする建築物を除く。）について適用する。

令和二年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 中間検査を行う区域

広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市及び廿日市市の区域を除く県下全域

### 二 中間検査を行う期間

令和三年一月一日から令和五年十二月三十一日まで

### 三 中間検査を行う建築物の用途及び規模

次の1又は2に掲げる建築物の用途及び規模とする。

- 1 棟ごとに新築する戸数が一の住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の二分の一未満であるもの又は居住以外の用に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えるものを除く。）

- 2 棟ごとに新築する階数が三以上の共同住宅（建築基準法第七条の三第一項第一号に規定する工程を含むものを除く。）又は長屋

### 四 指定する特定工程

次の1から5までに掲げる構造の区分に応じそれぞれ定める工程とする。ただし、1から5までの二以上の工程に該当する場合は、いずれか早期に施工するものを、1から5までのいずれかの工程を二以上に分けて施工する場合は、二以上に分けた工程のうちいずれか早期に施工するものを特定工程とする。

- 1 鉄骨造その他これに類する構造  
一階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
- 2 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、組積造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造（4に掲げるものを除く。）  
二階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりの配筋工事
- 3 木造その他これに類する構造  
柱、はり及び筋かい又は耐力壁の建て方工事
- 4 プレキャストコンクリート造その他これに類する構造

- 屋根及びそれを支えるはりの取付工事
- 5 1から4までに掲げる構造以外のもの  
屋根及びそれを支えるはりの工事

五 指定する特定工程後の工程

次の1から5までに掲げる構造の区分に応じそれぞれ定める工程とする。

- 1 鉄骨造その他これに類する構造  
鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
- 2 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、組積造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造（4に掲げるものを除く。）  
二階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりのコンクリート打込工事
- 3 木造その他これに類する構造  
壁の外装工事又は内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
- 4 プレキャストコンクリート造その他これに類する構造  
屋根及びそれを支えるはりの取付工事の接続部が隠れることになる工事
- 5 1から4までに掲げる構造以外のもの  
屋根及び壁の外装工事及び内装工事（屋根ふき工事又は構法上やむを得ない部位の外装工事若しくは内装工事を除く。）

六 適用の除外

法第十八条第二項又は法第八十五条の規定の適用を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。

附 則

- 1 平成二十三年広島県告示第千四号は令和二年十二月三十一日をもって廃止する。
- 2 平成二十四年一月一日から令和二年十二月三十一日までの間に、申請書を提出し、又は確認書類を提出した建築物については、平成二十三年広島県告示第千四号の規定はなおその効力を有する。